

【新旧表】プロポーザルに関する事項(応募者の資格)

募集要項中の(ページ7、4プロポーザルに関する事項)を下記のとおり修正しました。

【旧】原文	【新】修正文
<p>本事業に参加する者は、貸付物件を本契約により借り受け、事業を運営する単一事業者(法人組織、又は法人組織を立ち上げる予定の団体)又は複数の事業者等で構成されたグループ(以下「応募者」という。)とし、次に掲げる①～⑤のいずれにも該当しない者であることが必要となります。なお、複数の事業者等で構成されたグループとして応募する場合は、代表事業者を設定することとし、代表事業者は法人格を有するものとします。また、次に掲げる①～⑤に該当する事業者等が含まれるグループは応募不可とします。</p> <p>① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。</p> <p>③ 静岡市の市民税及び固定資産税並びに消費税及び地方消費税の未納がないこと</p> <p>④ 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるもの。</p> <p>⑤ 参加表明書類提出時に静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中である者。</p>	<p>本事業に参加する者は、貸付物件を本契約により借り受け、事業を運営する単一事業者(法人組織、又は法人組織を立ち上げる予定の団体)又は複数の事業者等で構成されたグループ(以下「応募者」という。)とし、次に掲げる①～⑤の要件を満たす必要があります。なお、複数の事業者等で構成されたグループとして応募する場合は、代表事業者を設定することとし、代表事業者は法人格を有するものとします。また、次に掲げる①～⑤の要件を満たさない事業者等が含まれるグループは応募不可とします。</p> <p>① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。</p> <p>③ 静岡市の市民税及び固定資産税並びに消費税及び地方消費税の未納がないこと</p> <p>④ 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>⑤ 参加表明書類提出時に静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中である者でないこと。</p>